

○追手門学院大学学友会追風会則

2017年9月25日

制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、追手門学院大学学友会追風と称する。

(設置)

第2条 本会は、本部を追手門学院大学（以下「本学」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、追手門学院の教育理念「独立自彊・社会有為」のもと、教職員と学生が協働し、学生の健全な人間形成及び本学の継続的な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生自身の学びと成長を促す活動
- (2) 本学のスポーツ・文化活動の発展に向けた活動
- (3) 本学の教育・研究活動の発展に向けた活動
- (4) その他、前条の目的達成のために必要な活動

第2章 組織

(会員)

第5条 会員は、次の二種類とする。

- (1) 学生会員
- (2) 教職員会員

第6条 前条に定める学生会員は本学学生とし、教職員会員は本学専任教職員とする。

2 教職員会員は、本会の健全、円滑な活動のために助言し協力する。

(学部クラス連合)

第7条 本会に学部クラス連合を置く。

2 学部クラス連合に関する事項は別に定める。

(クラブサークル連合)

第8条 本会にクラブサークル連合を置く。

2 クラブサークル連合に関する事項は別に定める。

(会長)

第9条 本会に会長を置く。

2 会長は、学長がこれにあたり会務を総理する。

(副会長)

第10条 本会に副会長を置く。

2 副会長は、副学長がこれにあたり、会長が委嘱する。副会長は会長を補佐する。

3 副会長は、会長に事故あるときその職務を代行する。

(学生役員)

第11条 本会に、次の学生役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 3名

2 学生役員は、会長が指名する。

3 委員長は、学生の代表として活動を主導する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

5 学生役員の任期は1年とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第12条 本会に会計を置く。

2 会計は、学生支援課長がこれにあたり、本会の収入支出の会計を掌る。

(会計監査委員会)

第13条 本会に会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会は、本会の会計状況を監査する。

3 会計監査委員会は、財務課長および、学部クラス連合、クラブサークル連合より任命された各1名の委員、計3名をもって構成する。ただし、会計監査委員は他の委員を兼ねることはできない。

### 第3章 総会

第14条 本会に追手門学院大学学友会追風総会（以下、「総会」という。）を置く。

2 総会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第15条 総会は、本会の最高議決機関とする。

2 総会は、本会の予算、決算、事業計画、事業報告等の重要事項を審議し、決定する。

第16条 総会は、次の者をもって構成する。

(1) 会長

(2) 副会長

- (3) 教務・学生支援部長
- (4) 教務・学生支援部次長
- (5) 学生支援課長
- (6) 学部代表教員（学生支援委員）
- (7) 学生役員
- (8) 学部クラス連合のクラス学年代表統括
- (9) クラブサークル連合のグループリーダー
- (10) その他、会長が必要と認めた者

第17条 会長は、総会の議長となり、総会を統括する。

第18条 総会は、定例として年4回のほか、会長が必要と認めたとき、あるいは構成員の2分の1以上の要求があるときに会長が招集し開催する。

第19条 総会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議決には過半数の賛成を要する。可否同数の場合は会長がこれを決する。

#### 第4章 会計

##### (経費)

第20条 本会の経費は、学生会員会費、寄付金及び援助金その他をもってこれにあてる。

##### (会費)

第21条 会費は年額8,000円とし、4年分を入学時に前納するものとし、転（編）入学者については、在籍期間に応じて額を定める。

2 4年を超えて在学するものについては、超えた期間の会費は徴収しない。

##### (会計年度)

第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

##### (会計監査)

第23条 会計監査委員会は、年1回会計監査を行い、その結果を総会及び全会員に報告しなければならない。

#### 第5章 会則の所管・改廃

##### (事務の所管)

第24条 この会則に関する事務は、学生支援課の所管とする。

##### (会則の改廃)

第25条 この会則の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

- 1 本会則は2017年9月25日から施行する。
- 2 追手門学院大学学友会会則（昭和43年4月1日制定）は2017年9月24日をもって廃止する。

附 則

この会則は、2017年10月23日から施行する。

（2017年度経過措置）

旧学友会については、この会則に関わらず、9月24日に廃止された「追手門学院大学学友会会則」に基づき、11月末まで業務を遂行する。また、新旧学友会の引継ぎについては、2018年3月末までに行う。

附 則

この会則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2019年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、2022年4月1日から施行する。